

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

精神障害者に対する医療の役割を明確にすることに加えて、精神障害者の社会復帰の促進を図るため、都道府県が入院措置を講じた者に対する退院後の医療等の援助を強化するとともに、精神障害者の支援を行う地域関係者の連携強化を図るほか、精神保健指定医（以下「指定医」という。）の指定制度、医療保護入院に必要な手続等について見直しを行うこと。

第二 改正の要点

一 国及び地方公共団体の義務に関する事項

国及び地方公共団体は、精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策の実施に当たっては、精神障害者に対する医療はその病状の改善その他精神的健康の保持及び増進を目的として行われべきものであることを認識するとともに、精神障害者の人権を尊重するほか、精神障害者の退院による地域における生活への移行が促進されるよう十分配慮しなければならないものとする。 （第二条

関係）

二 措置入院者等が退院後に医療等の継続的な支援を確実に受けられる仕組みの整備に関する事項

1 措置入院又は緊急措置入院を行った都道府県は、退院後の居住地の都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）と共同して、措置入院者又は緊急措置入院者について、原則として入院中に、退院後支援計画を作成しなければならないものとする。 （第四十七条の二第一項及び第二項関係）

2 都道府県等は、退院後支援計画を作成するときは、その内容について原則として精神障害者支援地域協議会における協議をしなければならないものとする。 （第四十七条の二第三項関係）

3 都道府県等は、退院後支援計画を作成したときは、その対象者（以下「支援対象者」という。）にこれを交付するとともに、計画の作成に当たり協議をした者にその内容を通知しなければならないものとする。 （第四十七条の二第四項関係）

4 都道府県等は、支援対象者等に対し、退院後支援計画に基づき相談指導をしなければならないものとする。 （第四十七条の二第五項関係）

5 都道府県等は、支援対象者の居住地の移転先の都道府県等に、退院後支援計画の内容その他4の相

談指導に必要な事項を通知しなければならないものとする。 (第四十七条の二第六項関係)

6 5の通知を受け、又は支援対象者がその区域に居住地を有することを把握した都道府県等は、速やかに退院後支援計画を作成しなければならないものとする。 (第四十七条の二第七項関係)

7 退院後支援計画を作成した都道府県等は、他の都道府県等からの求めに応じ、当該他の都道府県等が、4の相談指導を行うために必要な情報を提供できるものとする。 (第四十七条の二第九項関係)

8 措置入院先の病院の管理者は、退院後生活環境相談員を選任し、措置入院者及びその家族等に対し、退院後の生活環境に関する相談指導をさせなければならないものとする。 (第二十九条の五の

二関係)

三 精神障害者支援地域協議会の設置に関する事項

1 都道府県等は、関係行政機関及び関係団体等 (以下「関係行政機関等」という。) で構成される精神障害者支援地域協議会 (以下「協議会」という。) を組織するものとする。 (第五十一条の十

一の二第一項関係)

2 協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。 (第五十一条の十一の二第二項関係)

(一) 精神障害者の適切な医療その他の援助を行うために必要な体制に関して協議すること。

(二) 退院後支援計画について、作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うこと。

3 協議会は、2(二)の協議又は連絡調整を行う場合には、関係行政機関等のうち支援対象者の退院後の医療その他の援助の関係者で構成する合議体で当該事務を行うものとする。 (第五十一条の十一の二第三項関係)

4 都道府県知事、保健所を設置する市又は特別区の長は、協議会を構成する関係行政機関等のうちから、一に限り精神障害者支援調整機関を指定し、精神障害者支援調整機関は、協議会に関する事務を統括するとともに、必要に応じて、支援対象者の退院後の医療その他の援助の関係者との連絡調整を行うものとする。 (第五十一条の十一の二第四項及び第五項関係)

5 協議会は、2の事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関等に対し、資料又は情報の提供等必要な協力を求めることができるものとし、関係行政機関等は、これに協力するよう努めなければならないものとする。 (第五十一条の十一の二第六項及び第七項関係)

6 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。 (第五十一条の十一の二第八項関係)

7 その他協議会の組織及び運営に関し必要な事項は協議会が定めるものとする。 (第五十一条の十一の二第九項関係)

四 指定医の指定制度に関する事項

1 指定医の指定要件である精神科医療の各分野にわたる実務経験について、一定の要件を満たす指定医の指導の下に行われるべきものとする。 (第十八条第一項第三号関係)

2 指定医の指定取消処分を受けた者について、指定医としての倫理の保持等に関する研修の課程を修了していることを再指定の要件とすること。 (第十八条第一項第五号関係)

3 指定医の処分に係る聴聞の通知があった日から当該処分の結果が出るまでの間に指定医の指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものについては、指定医の指定をしないことができることを明確化すること。 (第十八条第二項第二号関係)

4 指定医の指定更新のための研修を受けるべき年度の直近の厚生労働省令で定める期間内に指定医と

しての知識及び技能を要する一定の業務に従事しなかつた者は、その指定が失効するものとする。

(第十九条第二項関係)

5 指定医の辞退について、一月以上の予告期間を要するものとする。 (第十九条の二関係)

6 厚生労働大臣は、指定医の職務停止処分を受けた者に対して、指定医としての倫理の保持等に関する研修の受講を命じることができるとすること。 (第十九条の三第四項関係)

7 1の一定の要件を満たす指定医の職務として、指定医の指定要件である精神科医療の各分野にわたる実務経験に係る指導を規定すること。 (第十九条の四第二項関係)

8 指定医の指定又は指定更新のための研修に関し、精神障害者の医療に関する事例研究について、研修受講者によるグループワークを実施する時間を確保するものとする。 (別表関係)

五 医療保護入院の入院手続等に関する事項

1 措置入院等を行った都道府県知事及び医療保護入院又は任意入院者の退院制限等を行った精神科病院の管理者は、その対象者にその措置を行う理由を書面により知らせるものとする。 (第二十一

条第七項、第二十九条第三項、第二十九条の二第四項、第三十三条の三第一項及び第三十三条の八関

係)

2 精神科病院の管理者は、医療保護入院について患者の家族等が同意又は不同意の意思表示を行わな
い場合に、市町村長の同意により医療保護入院を行うことができるものとする。 (第三十三条第

三項関係)

3 都道府県知事は、措置入院を行った場合に、その必要性について精神医療審査会の審査を求めな
ければならないものとする。 (第三十八条の三関係)

4 市町村長は、医療保護入院について患者の家族等が同意又は不同意の意思表示を行わなかった場合
に、都道府県知事に対し、医療保護入院中の者の退院等を請求できるものとする。 (第三十八条

の四関係)

六 その他

その他所要の改正を行うこと。

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第二の一の事項は、公布の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 検討

政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療その他の援助の在り方、精神障害者の適切な医療その他の援助を行うための関係行政機関等による協議の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第

十条関係)

三 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。 (附則第二条から第九条まで及び附則第十一条から第十三条まで関係)